

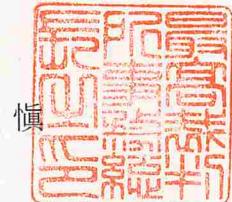
最高裁秘書第819号

令和2年3月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月28日付け（3月2日受付、第014750号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「家庭局News（Vol.52）」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



教えて！かーくん先輩！！（遺言書保管制度編）

初心者かーくん



法務局で遺言書を保管してくれる制度が始ま
るって聞いたんですけど。

かーくん先輩



そのとおり。勉強しているね！
法務局における遺言書の保管等に関する法律が、
今年の7月10日に施行されるよ。



家庭裁判所の実務には影響があるんですか？



遺言書保管所（＝法務大臣が指定する法務局）に保管
されている遺言書については、検認が不要となるんだ。
保管開始後に偽造等がされるおそれがないからね。
この法律が適用されない場合には、引き続き検認が必
要だけど、検認事件で工夫していることはあるかな。



工夫していることですか・・・。相続人が多い
場合は、大きな部屋を準備して・・・。
期日が終わると、急いで処理しないといけない
から、慌てちゃうんですよね。



期日が終わったら、速やかに検認調書を作って、遺言
書原本を申立人に返還しないといけないよね。
カラーコピーを活用する等の検認調書作成上の工夫例
が、「家事事件手続法下における書記官事務の運用に
関する実証的研究－別表第一事件を中心に－」の
626ページに記載されているから、確認しておくと、
少しは慌てなくてすむんじゃないかな。



分かりました。確認します。
いろいろ教えてくれてありがとうございました。

お役立ちコンテンツたくさん！見てみて(*^▽^*)ファミりん！

